

会員の位置づけ及び会費等に関する規程

制定 平成 24 年 6 月 4 日

改正 令和 3 年 3 月 15 日

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 4 2 条第 3 項の規定に基づき、協会の会員の種類、入会及び退会並びに会費の納入等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員総則)

第 2 条 会員は、協会の社会的使命を理解し、協会の目的の達成に協力するものとする。

2 協会は、会員に対して協会の活動に関する情報の提供等を行うとともに、協会の事業に参加する会員に対して、協会の目的の達成に必要な範囲において業務上の便宜を講ずるものとする。

(会員の種類)

第 3 条 協会の会員は、普通会员及び賛助会員とする。

2 普通会员は、協会の目的及び事業に賛同する法人及び団体で理事長の承認を得て会員となったものをいい、納入する会費の口数に応じ、第 1 種会員又は第 2 種会員に区分する。

3 普通会员は、別途理事長が定めるところにより協会に設置された部会に所属するものとする。

4 賛助会員は、協会の活動を賛助する法人及び団体並びに個人で、理事長の承認を得て会員となったものをいう。

(理事会への報告)

第 4 条 理事長は、新たに会員となった者については、その業態等必要な情報を添えて理事会に報告するものとする。

(入会の手続き)

第 5 条 会員となろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第 6 条 会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。

2 普通会员の会費は、年額 10 万円を一口として、次の区分に応じ納入するものとする。

第1種会員 一口超で事業活動の状況等を勘案して理事長の定める額

第2種会員 一口

3 賛助会員の会費の額は、別途理事長が定めるところによる。

(会費の使途)

第7条 第6条の会費は、毎事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業に使用し、残額については法人の運営に必要な経費に使用する。

(除名)

第8条 会員が次の各号に規定する事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 法律に違反する行為又は公序良俗に反する行為など会員としてふさわしくないと認められる行為があったとき
- (2) 正当な理由がなく会費を滞納したとき又は連絡が取れない状態が半年以上続いたとき

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会通知を協会に提出することにより退会することができる。
2 前項により退会したときは、既に納付された会費は、これを返還しない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年5月1日より施行する。(平成24年6月4日理事会議決)

(経過規程)

2 この規程の施行に際し、「財団法人日本防災協会会員に関する規程」(平成20年3月26日制定)に基づき、既に会員から納付されている会費については、この規程第6条に規定する当該会員の会費の内払いとみなすものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月15日から施行する。(令和3年3月15日理事会議決)